

2022-23 Weekly Bulletin **Tanabe Hamayu Rotary Club**

**イマジン  
ロータリー**

クラブテーマ

**同志と共に**

2022-23 年度 RI 会長  
ジェニファー・E. ジョーンズ  
第 2640 地区ガバナー  
森本 芳宣

会長：寺本 匡 幹事：赤堀哲也 会報委員長：辻 諦淳  
事務所：〒646-0029 田辺市東陽 1-1 闘雞神社社会館内  
田辺はまゆうロータリークラブ TEL0739-26-6181  
例会場：〒646-0029 田辺市東陽 1-1 闘雞神社社会館 TEL0739-22-0155  
創立年月日：1992 年 1 月 21 日 例会日：毎週火曜日 18:30～  
URL：<http://www.aikis.or.jp/~t-hamayu/> E-mail：[t-hamayu@vm.aikis.or.jp](mailto:t-hamayu@vm.aikis.or.jp)



田辺税務署 藤村様をお迎えて

## 会長挨拶

寺本 匡

月日の経つのは早いもので、先日、新年を迎えたと思ったら、もう 1 月の末日です。昔から一月往ぬる二月逃げる三月去るとい言葉があります。1 月は新しい年が始まり、支度や片付けにおわれ、2 月は日数の少ない月、3 月は年度末と、年始から 3 月までは忙しく月日の経つのが早く感じます。1 月下旬は一年で最も寒さが厳しい大寒の季節ですが、ようやく今週末には立春を迎え、寒の明けがきます。はやく暖かくなってほしいですね。

### 本日のロータリーソング

君が代

四つのテスト

### Today's Meeting

2023 年 2 月 7 日 (火)

内卓

「私の趣味について」

山本敦洋君 ・ 山崎貴宏君

### Next Week's Meeting

2023 年 2 月 14 日 (火)

外卓

「和歌山県代協の活動について」

坂本正和様 ・ 稲田正一様

### 出席報告 (第 1402 回)

会員数	出席免除	欠席者	出席率
30 名	1 名	6 名	79.31%

### ゲスト

田辺税務署 個人課税部門 統括官 藤村哲也様

### 幹事報告

#### 例会変更

○串本 RC 2/7・21 (火) →休会

○白浜 RC 2/17 (金) →2/7 (火) 19:00～「夜間例会」

#### 配布

○週報 1402 ○理事会議事録

○抜萃のつづり その八十二

#### 回覧

○串本 RC 週報

○ROTARY2 月号



- ロータリー・リーダーシップ研究会 オンライン RLI 開催のご案内
- 高松南ロータリークラブ第 3 回一日会親睦ゴルフコンペのご案内
- 第 25 回いちいがしの会総会資料
- 2023-2024 年度主要行事のお知らせ

### 委員会報告

#### ◎プログラム委員長 光吉直也

南紀白浜空港よりアンケートをお預かりしています。ご協力お願いします。

#### ◎出席・親睦・交流委員長 杉山竜二

4 月に京都「都をどり」観覧の親睦日帰り旅行を予定しています。日程アンケートにご協力ください。

#### ◎雑誌・広報・会報委員長 辻 諦淳

「抜萃のつづり その八十二」が株式会社クマヒラ・ホールディングス会長様より寄贈されました。皆様、是非お読みください。

## プログラム

### 「令和4年分 所得税確定申告に向けて」

#### 田辺税務署 個人課税部門統括官 藤村哲也様



田辺税務署個人課税部門の統括官をしております藤村と申します。

本日は、「令和4年分所得税確定申告に向けて」と題しまして、田辺税務署の紹介から、来月2月16日からスタートします確定申告に向けたお話をさせていただきます。最後に今年

の10月からスタートします消費税法の大きな改正「インボイス制度の導入」についてお話をさせていただきます。

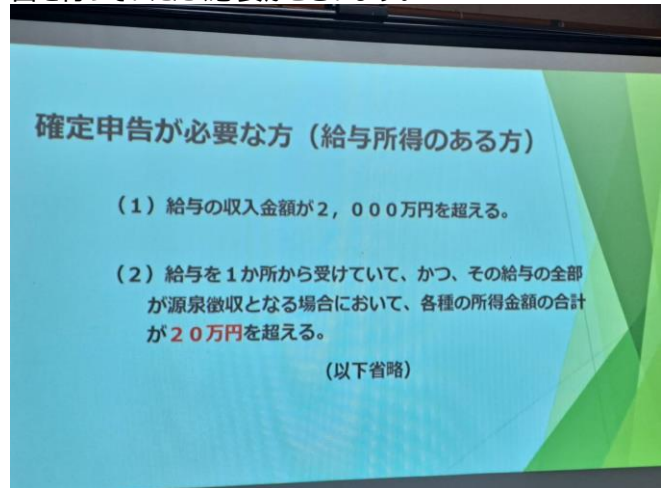
最初に「田辺税務署」について、少しご紹介させていただきます。田辺税務署の場所は、田辺市の上屋敷町にあって、住宅地に似合わない壁の色が「エメラルドグリーン」の建物です。ちなみにあの色は、田辺市の海の色をイメージしたということで、他の税務署にはない色と聞いております。

次に田辺税務署の職員構成です。署長をトップに、総務課、管理運営・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税第一部門及び法人課税第二部門の6つの部署があり、全員で31名の職員で従事しております。当署の平均年齢は、34歳と若い職場でありまして、明るく、活気のある職場雰囲気となっております。

田辺税務署が管轄していますのは、田辺市、白浜町、上富田町及びすさみ町の1市3町でございます。田辺市は、ご存じのとおり旧田辺市と中辺路、本宮、龍神、大塔と4つの行政局で成り立っています。面積では、近畿地方でナンバー1と聞いております。白浜町は、白浜温泉やアドベンチャーワールドなど観光地がたくさんあり、ホテルや観光業が盛んな町となっております。近年、白浜空港の便数も増えて、IT企業を中心に誘致を積極的に行い、ワーケーションに積極的に取り組んでいる町と聞いております。上富田町も、積極的な企業誘致を行うとともに、住宅地の開発が進んでおり、過去50年間人口が増え続けている町として聞いております。すさみ町は、海岸線がとてもきれいであり、自然豊かな町でございます。

以上のとおり、田辺税務署では、この自然豊かな1市3町を管轄区域としております。

それでは、2月16日からスタートします所得税確定申告についてお話をさせていただきたいと思います。本日お集まりの皆様は、法人の代表者の方や役員の方が多いと伺っておりますので、ここでは、給与所得者の方で、確定申告が必要な方を主に説明させていただきます。大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要となっておりますが、申告を必要とする主な基準として、主に①給与収入が、年間2,000万円を超える方、②給与収入以外に、20万円を超える所得がある方には、確定申告を行っていただく必要がございます。



しかし、残念なことに申告漏れとなってしまう、後日に税務署から指摘され、無申告加算税と延滞税が請求されるといったことも少なくありません。税務署では、常に情報収集を行っており、申告漏れとなっている方に対しは、きっちりとした対応をさせていただいております。



ここで最近報道された無申告事案につきましてご紹介させていただきます。

事例1の事案が北新地のホステスさんが行っていた副業が

無申告となっていたという事例です。皆さんは、「ギャラ飲み」という言葉をご存じでしょうか。ギャラ飲みとは、シェアリングエコノミーの新たな形態として注目されているビジネスモデルであり、「謝礼(ギャラ)を受け取り飲み会に参加する者(キャスト)」と、「謝礼を支払いキャストを呼ぶ者(ゲスト)」により行われる飲み会を言います。「ゲスト」と呼ばれる飲み会の主催者は、アプリの運営会社へ手数料を支払うことになっており、「キャスト」と呼ばれる女性は、飲み会的主催者から直接報酬をもらうのではなく、アプリの運営会社から報酬を受け取るというシステムとなっています。ちなみに、キャストが直接、飲み会的主催者から報酬を受け取り、サービスを提供することを「パパ活」と呼ばれており、全く違うものですので、気を付けていただきたいと思います。

これらは、新型コロナウイルス感染症により、本業の収入

が少なくなったため、副業として広がったシステムですが、税務当局によるアプリ運営会社への税務調査を実施したところ、支払い先の女性の住所、氏名が判明し、是正処理に至ったという事例でございます。

事例 2 の事案が暗号資産による利益の申告漏れでございます。この記事にもありますとおり、現在の所得税法では、ビットコインや ADA コインなどの暗号資産による運用益は、他の金融商品と違い所得区分が雑所とされ、総合課税の対象となっていることです。したがって、給与所得と合算されることになり、場合によっては、所得税の最高税率 45% が適用されることもあり得るということです。また、事例 2 で紹介されている事例は、1 ビット 1,000 万円で購入した暗号資産が、翌年に 2,000 万円に値上がりしたので売却し、別の暗号資産 2,000 万円分購入したが、納税の際に大きく値下がりしてしまったという事例です。暗号資産の課税は、売却した際に確定しますので、納付税額には十分注意をしなければいけない部分であります。暗号資産の取引所においても、国税当局の税務調査は実施されており、申告漏れとなっている方については、きっちり対応させていただくこととなっております。

ここで、事業所得を有します個人事業主 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 5 業種の過去 10 年間の推移を紹介をさせていただきます。10 年前を見ていただきますと、1 位 風俗業、2 位 キャバレー、3 位 バーというような業種でありまして、すべて領収証を発行しないのが慣例となっている業種でございます。しかし、ここ 2、3 年前から新型コロナウイルス感染症の影響で大きく業種が入れ替わっております。

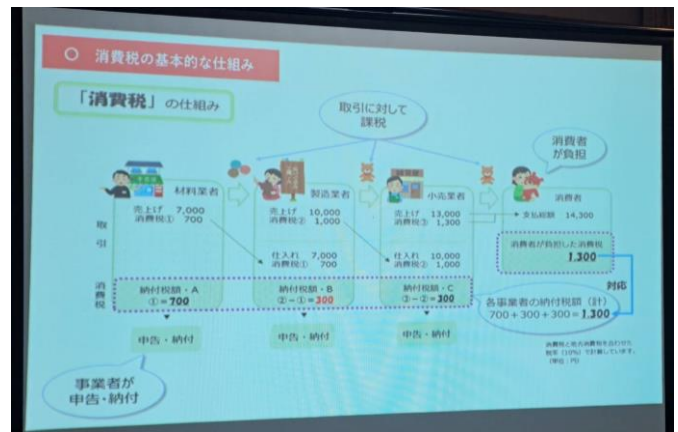
最も顕著な業種が、新型コロナ感染症によりソーシャルディスタンスの維持が求められ、テレワークの導入によるシステム開発やサービスを行う経営コンサルタント、また、システムエンジニアといった業種が目立ったのと、在宅ワークや巣籠もり生活により、癒しを求めて自宅でペットを飼うといった方が増えたことで、飼い犬の値段が急騰し、ブリーダー業が活況であったという結果が出ています。

このように、税務調査については、適正公平な申告納税制度の実現を目指し、経済情勢を的確に分析した上で、必要な箇所に対して的確に実施していることが分かっていたかと思えます。

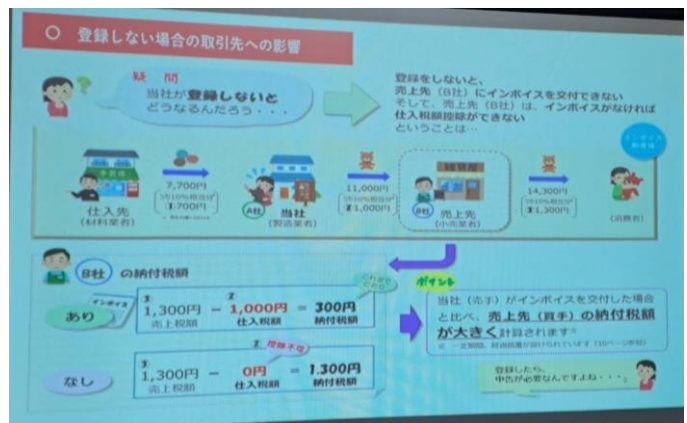
最後に、**今年の 10 月からスタートするインボイス制度**に向けたお話をさせていただきます。まずは、ご存じの方もおられると思いますが、インボイス制度とは、どうしたものなのかについて簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、そもそも消費税の基本的な仕組みを説明させていただきます。(消費税のしくみを説明・次にインボイスとは、何かを説明)

ここで、インボイスの登録申請を行わなかった場合、どうい



ったことが起こるのか、説明させていただきます。これまでは消費税の申告義務はなかったものの、商慣習上、消費税を含めて取引先へ請求書を発行していたと思います。いわゆる「益税」です。しかし、これまでは課税事業者の方が、消費税の申告をするにあたって、免税事業者からの仕入れを行っても、帳簿への記載と、請求書の保存さえあれば、仕入れ税額控除できていました。しかし、今年の 10 月以降は、消費税の確定申告を行う際、控除できるのは、登録番号の入ったインボイスだけとなると、これまで減算していた免税事業者の消費税の分を負担しないといけないといったことが発生するのです。



もう少し細かな説明をさせていただくと、法律の経過措置がありまして、インボイスの登録申請されていない仕入れに係る消費税について、令和 8 年 9 月までは、80%、令和 11 年 9 月までは、50% が控除できることとなっておりますが、令和 11 年 10 月以降は、今説明しましたように、全額控除できなくなってしまいます。たとえ 50%、80% としても、免税事業者やインボイス登録を発行してくれない業者から仕入れることで、消費税の負担が増えるなら、インボイスを発行してくれる取引先に変えようとする動きが出てしまうのです。

そのためにも、免税事業者の方がインボイス制度のことを理解した上で、①登録申請をし、1 年に 1 回消費税の確定申告を行うべきか、または、②取引先がほとんど一般消費者であるようなご商売であれば、これまでどおり免税事業

としてご商売を続けようといった重要なことを自分で選択していただく必要があるのです。このように国内でご商売をされている全事業者に影響する大きな改正が、今年の10月からスタートします。

税務署では、円滑な制度導入を目指しておりますが、一番大切なことが、普段の経済取引の中で、制度の内容が自然に口コミで広がっていくことだと思っております。今日お集まりの皆様周りでもインボイス制度の導入について、是非話題に挙げていただき、制度の内容について広げていただきたいと思っております。

最後に、**確定申告のデジタル化について**お話をさせていただきます。デジタル化の進化は、近年特に目覚ましいものがございます。おもしろい話がありまして、一つご紹介させていただきますと、現代人が1日に触れる情報量は、江戸時代の一年分、また平安時代の一生分と言われております。今や、ほしい情報があれば、すぐにインターネットで取得することができる時代となっています。国税庁では、こうしたデジタルツールを利用し、将来的には税務署に行かなくても、オンラインを活用し様々な手続きを完了させることを目指しております。

**申告書の作成・送信は「自宅」から!**  
**国税庁ホームページから!**  
**STEP 1. 「国税庁ホームページ」へアクセス**  
**STEP 2. 画面の案内に従って入力→自動計算!**  
**STEP 3. 申告書をデータ送信**

その第一歩として、税務署では確定申告の際は、e-Taxの利用を広く呼び掛けております。

e-Taxとは紙で確定申告書を作成し、紙で税務署へ提出するのではなく、パソコンやスマホで作った電子データを、マイナンバーカードを利用して、税務署へ送信していただくと言います。

税務署では、今年の確定申告の最重要課題は、スマホ申告の拡大として、確定申告会場に来られる納税者の方に、自分のスマートフォンとマイナンバーカードを使って、確定申告をしていただくようご案内しております。一度、スマートフォンでの確定申告を経験された方は、操作が簡単であるため、翌年以降は自分自身でスマートフォンを使って確定申告をするという方が非常に増えております。

**自宅からスマホで申告してみませんか?**  
**簡単・便利**  
 ご自宅で 確定申告期間は24時間いつでも利用可能  
 専用画面 スマホ専用画面で見やすく操作が簡単  
 自動計算 画面の案内に従って入力するだけで  
 算額の計算・入力・送信まで自動で完了  
 持参・印刷・郵送不要 税務署への持参が不要  
 早期送付 滞りなく申告が完了  
**NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利!**  
 ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能  
 ・マイナンバーカードの読取り回数が増減  
 ※ 読取り回数が増えることで読取り回数が増える場合があります

今日お集まりの皆様の従業員様や周りの知人の方で、ふるさと納税や医療費控除を受けるため、確定申告を考慮される方もおられると思います。是非、お手元資料に配布させていただいているリーフレット活用していただき、回覧版や社内メール等で、確定申告の際は便利なe-Taxをご利用いただくよう勧めたいとお願いたします。

最後になりましたが、季節柄、連日寒い日が続いております。

ご自身のお体には十分ご留意いただくとともに、田辺はまゆうロータリークラブの今後益々のご発展と皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の話を終わらせていただきます。本日は、ご清聴ありがとうございました。



**ニコニコ箱**

**寺本 匡** 皆さん出席ありがとうございます。本日、田辺税務署 藤村哲也様、卓話楽しみにしています。

**赤堀 哲也** 本日はしっかり税金についてご教示頂きたいと思っております。藤村統括官様よろしくお願いたします。

**辻 諒淳** 「一月行く、二月逃げる…」アツと言う間に一月が走り去ってしまいました。後期高齢になると時間の経過が速くなるようです。一瞬一瞬を大切にしたいと思います。藤村哲也様、本日はありがとうございます。よろしくお願い致します。

**山本康夫** 大根って強いんですねえ! その生命力は見習いたいもんです。

**菅根 清** 「現場に雪がひざまで積もっているで」と聞いて、虎ヶ峰を超えて行ってきました。それほどつもっていなかったので安心しました。雪をかきわけて杭をさぐるのは大変なのです。藤村哲也様、卓話ありがとうございます。

**矢田篤司** 急用ができましたので、早退させていただきます。

**松本清史** よろしくお願いたします。

**光吉直也** 藤村様よろしくお願いたします。

**大田忠博** //

**中家正幸** //

**杉山竜二** //

**中峰千世子** //

**菊池正紀** //

